



新型コロナウイルス感染症に伴う おもな支援策まとめ

※補正予算の成立以降に確定



個人・世帯向け

給付 (もらえる)	新型コロナウイルスで影響を受けている すべての方 に	→ 特別定額給付金*	一律1人10万円を給付	→ 総務省コールセンター 03-5638-5855 09:00~18:30(土日祝除く)
	離職等で 住居を失った・失うおそれがある	→ 住居確保給付金*	家賃実費支給(例)2人世帯で月6万4000円が上限(東京都) 支給期間:原則3カ月	→ 文京区役所生活福祉課 03-5803-1917 09:00~17:00(土日祝除く)
	子育て世帯 で家計が大変	→ 児童手当増額*	今年6月支給分に 子ども1人あたり1万円を増額 (手続き不要)	→ 文京区子育て支援課 ※対象者に個別通知されます
	失業・収入減で 大学等の授業料 が支払えない	→ 高等教育修学支援制度	授業料減免+返済の必要のない 給付型奨学金	→ 日本学生支援機構 0570-666-301 09:00~20:00(土日祝除く)
貸付 (かりる)	収入が減って 家計の維持が難しい	→ 緊急小口資金(特例貸付)	貸付上限~10万円(特に必要な場合は~20万円) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	→ 文京区社会福祉協議会 03-3812-3040 09:00~17:00(土日祝除く) 厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 0120-46-1999 09:00~21:00(土日祝含む)
		→ 総合支援資金(特例貸付)	無利子 無保証 2人以上世帯は~月20万円、単身は~月15万円 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内 原則3カ月まで	
猶予 (支払延長)	市区町村民税・ 固定資産税 が支払えない*	→	自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定	→ 文京区役所税務課 03-3812-7111 09:00~17:00(土日祝除く)
	国民健康保険料・国民年金保険料 が支払えない	→	自治体の判断で保険料の徴収猶予(期限等)を決定 国民健康保険は免除制度あり → 文京区では現在確認中	→ 日本年金機構文京年金事務所 03-3945-1141 文京区国保年金課 (確認中)
	公共料金や電話料金(固定・携帯) が支払えない	→	支払期限を1~4カ月延長(いずれも事業者向けにも支払い猶予あり)	→ 各電気・ガス・水道・電話等事業者
	住宅ローン が支払えない	→	今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能	→ 各金融機関

事業主向け

感染拡大防止協力金: 都の要請や協力依頼に応じて、「休業」や「営業時間の短縮」を行う事業者

50万円 (2店舗以上: 100万円)
相談センター: 03-5388-0567



感染拡大防止のための休業等の協力に対する「協力金」を支給する自治体もあります **東京都**、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県など

給付 (もらえる)	自粛などで 業績が悪化(売上げ半減)	→ 持続化給付金*	2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、 年換算した減収額を給付 上限: 中小200万円、個人事業100万円	→ 経済産業省 0570-783-183 中小企業 金融・給付金相談窓口 09:00~17:00(土日祝含む)
	従業員に休んでもらう場合	→ 雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成(中小なら 10分の9 まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動	→ 厚生労働省 0120-60-3999 コールセンター 09:00~21:00(土日祝含む)
	従業員に子どもがいる場合	→ 小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり8,330円 を上限に賃金相当額を助成	
	フリーランスで子どもがいる場合	→ 小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業したフリーランス 1日あたり4,100円(定額) を助成	
貸付 (かりる)	資金繰りのため融資を受けたい ※文京区独自の支援策もあります。 特別相談窓口: 03-5842-6731	→ 無利子・無担保融資 (借り換えも可)	コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 据え置き最大5年	→ 日本政策金融公庫 0120-154-505 09:00~19:00(土日祝除く) 民間金融機関*
		→ セーフティーネット保証(4・5号) /危機関連保証	信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、 与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)	→ 取引のある金融機関 又は東京商工会議所文京支部 03-5842-6731 09:30~16:30(土日祝除く)
		→ マル経融資の金利引き下げ	前年比5%以上で売上減少で 融資限度額: 別枠1000万円 当初3年間 金利を 0.9%引き下げ	→ 日本政策金融公庫 0120-154-505 09:00~19:00(土日祝除く)
猶予 (支払延長)	法人税や消費税などの納税が難しい*	→ 法人税や消費税、基本的にすべての税	収入が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者は 無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も	→ 本郷税務署 03-3811-3171 08:30~17:00 小石川税務署 03-3811-1141 (土日祝除く)
	社会保険料が支払えない	→ 健康保険料や厚生年金保険料が猶予	事業の休止や著しい損失があった場合に 納付が猶予	→ 健康保険協会または組合・日本年金機構